

第二百二十四号議案

東京都食品安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都食品安全条例の一部を改正する条例

東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第七項を削る。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条 削除

第二十六条第九項中「規則」を「東京都規則（以下「規則」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都食品安全条例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項の規定に基づき知事に報告があった場合については、旧条例第二十四条の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

第二百二十四号議案 東京都食品安全条例の一部を改正する条例

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正等に伴い、自主回収報告制度に係る規定を削除する必要がある。